

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		男女共同参画推進センターの利用の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市男女共同参画推進センター条例
条 項		第5条
所 管 部 課		市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター（電話：048-642-8107）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。 (1) センターの設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。
	設定等年月日	平成16年5月1日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成28年5月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		